

平成 29 年 2 月 14 日

川崎町農業者 殿

川崎町地域農業再生協議会

平成 29 年産主食用米の生産数量目標について（通知）

標記のことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

主食用米の生産数量目標（減反率）を達成した場合、国より下記のとおり交付金が支給されます。

なお、生産数量目標を達成できない場合であっても、水田に主食用米以外を作付けすると、交付金が支払われる場合があります。詳しくは別紙を参照していただくか、下記に問い合わせされるようお願いします。

記

生産数量目標（面積換算値）	56.4%
交付単価	7,500円/10a

交付金対象作物

- ・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・加工用米・麦
- ・米粉用米・野菜・景観作物・地力増進作物・飼料作物

川崎町役場 農商観光課
農林係 北代省吾
TEL0947-72-3000（内線 240）

水田活用の直接支払交付金

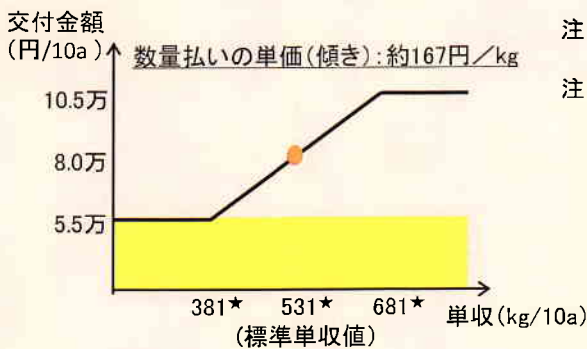
(概算決定額: 3,150億円)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



注1: 数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2: ★は全国平均の年間単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。なお、各地域における標準単収値を当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{配分単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり年平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

米の直接支払交付金【29年産まで】

(概算決定額: 714億円)

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

7,500円/10a

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、**29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)**

経営所得安定対策等推進事業等

(概算決定額: 83億円)

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。